

自由フランスから第四共和國までの基本法(二)譯

山本浩三

二 國民解放フランス委員會

△戦うフランスの權力は北アフリカまでは及ばず、その地は依然としてヴィシー政府の支配下にあつた。

一九四二年十一月八日、アイゼンハワー將軍に指揮されたアメリカ軍が北アフリカのアルジェリーとモロッコに上陸した。

十一月十一日、ドイツ軍は對抗手段として、休戦條約をやぶり、フランス本國の全領土を占領した。

ペタン元帥の指令後継者であつたダルラン提督(amiral Darlan)は、米軍上陸當時、北阿に居り、米軍と協定を結び、形式的には一九四一年二月十日の憲法的法により、高等委員(Haut-Commissaire)として、その地の權力を掌握した。

十二月二十四日、ダルランは暗殺された。

十二月二十六日、ドイツからの逃亡者で、ダルランから軍事總指揮權を與えられていたジロー將軍(général Giraud)がフランスのフランス高等委員府(Haut-Commissariat de France en Afrique)の機關である、帝國協議會(Conseil imperial)

によつて、高等委員の權限と陸海空軍の總指揮權の行使者に指命された。

一九四三年二月五日、聯合國との協定の結果、ジローは民事軍事統監(Commandant en chef français civil et militaire)の名稱を用いた。

三月十四日、「民事軍事統監の權力に屬する領土で施行されている法律の妥當性に關する宣言と命令」を發した。この中でジローはアルジェリ、モロッコ、フランス西部アフリカ、非占領のチュニスの代表者達がジローを領土の共通の利益の管理者、敵に對し再開された戦いの有效な遂行者として選んだことを明にし、一九四〇年六月二二日以後の憲法的法(actes constitutionnels)、法律及び統令の無効を宣言し、その代りに特別の命令を發することを定めた。

ド・ゴールは四三年五月末にアルジェに赴き、ジローとかなり微妙な交渉を重ねたがジローの關心が専ら軍事面にむけられていた關係もあつて、兩者の間に意思の一致をみ、六月三日、フランス國民委員會と民事軍事統監府が統一して、新に國民解放フランス委員會(Comité français de la liberation nationale)略してC.F.L.N)を創設する命令(譯)がジローとド・ゴールの連署で發せられた。

六月三日、委員會の組織と作用を定める統令(譯)が公布される。この統令でド・ゴールとジローの共同支配が確立され、

八月四日の改正統令で、ジローは國家防衛事務に關し、委員會の討論の指導と決定の執行にあたり、ド・ゴールは他の事務と委員會の全般的政策に關する討論の指導と決定の執行に従事することが定められた。

八月六日、法律委員會 (Comité juridique) が命令(譯)で設けられた。

九月十七日、臨時諮問議會 (Assemblée consultative provisoire) が命令(譯)で創設されることとなつた。

國民解放フランス委員會の制度を定める一九四三年六月三日の命令。

一九四三年三月十四日の宣言と命令によつて行動しているジロ將軍、

一九四三年五月二五日、フランス國民委員會によつて與えられた委任によつて行動しているド・ゴール將軍は、

敵によるフランス領土の占領という事實から、すべての合法的權力の基礎であるフランス人民の主權の行使が停止されていることを考慮し、

フランス國民委員會と民事軍事統監府は戰爭におけるフランス人の努力の指導、フランスの永久の利益の擁護、現代まで各々の權力に所屬していた領土と軍隊に關する事務管理を確保するためにその行動を統一することに決定したので、

自由フランスから第四共和國までの基本法(二)譯

命令する。

第一條。國民解放フランス委員會の名稱を用いる唯一のフランス中央權力が創設される。

第二條。國民解放フランス委員會はあらゆる形態で、あらゆる場所で、戰爭におけるフランス人の努力を指揮する。

第三條。國民解放フランス委員會は敵の權力の外に置かれたすべての領土の上に、フランスの主權を行使する。それは世界中のフランスの全利益の管理と擁護を確保する。それは現代まで、フランス國民委員會あるいは民事軍事統監府に所屬していた領土と陸海空軍に對する權力を引受ける。

委員會は外國との條約と協定を締結する。兩議長は外國に對する外交代表に信任狀を附與し、外國の代表は兩議長に信任狀を呈する。

第四條。フランス國民委員會と民事軍事統監府との間に以前に交換された文書、とくに一九四三年五月十七日のジロー將軍の手紙と五月二五日のド・ゴール將軍の返事にしたがい、國民解放フランス委員會は、領土の解放の状態が、その權力を引渡す臨時政府が共和國の法律にしたがつて形成できる日まで、その職權を行使する。この日はおそくとも領土の完全解放の日である。

第五條。國民解放フランス委員會の組織と作用は統令が定める。

第六條。この命令は法律として執行される。

アルジェ。 一九四三年六月三日

ジロー、ド・ゴール

國民解放フランス委員會の組織と作用を定める一九四三年六月三日の統令。

國民解放フランス委員會は、

國民解放フランス委員會の制度を定める一九四三年六月三日の命令によつて、

命令する。

第一條。國民解放フランス委員會はジロー將軍とド・ゴール將軍によつて交互に主宰される。國民解放フランス委員會の權限 (compétence) 内の事務は委員の間に分配される。委員會は委員を任命し、その數とその職權 (attribution) を定める。

第二條。フランス委員會の内に、戰爭委員會が創設される。

戰爭委員會はその權限により、あるいはその職權により、あらゆる形態のもとに、戰爭努力の遂行にとくに貢獻することのできる委員からなる。

この戰爭委員會は戰爭の全般的指揮を確保し、それに關係する決定をする。戰爭委員會の構成員に支障又は缺員のある場合は戰爭委員會の構成員でない他の委員が代理する。

第三條。國民解放フランス委員會の全體會議において、戰爭委員會の構成員でない委員はその省に屬する事務を提出し、全

般的狀況を識らされる。

委員會の全體會議は議長の一人の要求により、決定のために、戰爭委員會で討議されたすべての事件を受理することができる。

第四條。國民解放フランス委員會の決定は命令あるいは統令の形式をとる。命令は共和國の下で、又はそれ以前に、法律又は法律の價値をもつ法 (Acte) の對象であつた、すべての事項のために必要である。命令は國民解放フランス委員會の全體會議で討議される。命令は兩議長によつて署名され、關係委員の一人又は數人によつて副署される。法律又は以前の命令の執行のためになされた決定は統令の對象となる。統令は兩議長によつて署名され關係委員の一人又は數人によつて副署される。全般的政策を拘束する統令、若干の委員職に關係する統令、高級官吏と將官に關する決定は、フランス委員會で討議され、戰爭委員會が全體會議で制定される。一つの委員職にのみ關係する行政目的 (Objet administratif) の統令は關係委員の提案に基き兩議長によつて決められ、關係委員によつて副署される。

アルジェ。 一九四三年六月三日

ド・ゴール、ジロー

國民解放フランス委員會のもとに法律委員會を創設する一九四三年八月六日の命令。

第一條。國民解放フランス委員會のもとに法律委員會が創設

される。

第二條。法律委員會は、

1、一九四〇年六月十六日施行の法律の文言で、とくに行政規則、行政規則の形式をとつた統令、精通した參事院の部の一つから出された統令にかんして、參事院の行政部により、あるいは總會で表明されねばならない評議意見をのべる。

2、國民解放フランス委員會あるいは關係委員の勸告により、立法の統一および一九四〇年六月十六日に效力をもつていた諸原則との一致を確保するために、委員會の權力に屬するさまざまな領土で適用される法律又は規則の原文の改訂を研究する。

3、國民解放フランス委員會の討議に附せられねばならない命令案あるいは規則的統令案に法的形式を與えるようにする。

第三條。議長と最高十人の法律委員會の構成員は統令によつて任命される。

第四條。法律委員會の形態(modalités de fonctionnement)は司法委員、國民教育委員、公衆衛生委員の提案に基いて出された統令の對象となる。

第五條。法律委員會の職能の費用は國民解放委員會の豫算の第三章第三條と第四條(委員會の事務局と關係機關の職能の費用)に基いて算入される。

第六條。この命令はフランス共和國の官報で公布され、法律

自由フランスから第四共和國までの基本法(二)譯

として執行される。

アルジェ。一九四三年八月六日

ド・ゴール、ジロー

臨時諮問議會の組織を定める一九四三年九月十七日の命令

第一章

第一條。臨時諮問議會が創設される。その任務は現代の情況で、できるだけ廣く國民の意見を表明させることである。

この議會は臨時政府を指命する任務を負う議會が構成される日に、當然解散される。

第二條。この命令によつて設けられる議會の最初の構成はのちに變更される。とくに國民解放フランス委員會の所在地が本國の領土に移されたときに變更される。

第三條。諮問議會は次の人びとを含む。

- 1、本國の抵抗機關の代表者四十人
- 2、本國外の舊抵抗の代表者十二人
- 3、上院、下院議員二十人
- 4、縣會の代表者十二人

第四條。本國抵抗機關の代表者は永続的で取消しうる委任(mandat)あるいは限定された會期の場合に、一時的な委任を受けることができる。

彼らは二つの地帯の配置委員會、フランス抵抗評議會に加入

している組合組織と政治團體の代表者の間からフランス抵抗全國評議會によつて任命される。

第五條。本國外の抵抗組織の十二人の代表者は北アフリカ抵抗組織の中から三人、海外フランス委員會から四人、休戦の翌日に植民地の併合に協力した人々の中から五人の割合で、本國の抵抗代表者によつて選ばれる。

第六條。上院と下院の議員は一九三六年來兩院の一つに屬していた、占領地域外に居る彼らの同僚の人人によつて選舉され、任期は一年である。

この選舉は次の條件で行う。

内務委員の提案に基いて發せられた統令が世論の主要な部分を代表する黨派の議員の間の一九三九年九月三日における下院の議席の實際的な割當を確認する。したがつて、統令は世論の異つた部分を代表する種々の選舉團のあいだで諮問議會議員の二十議席の割當を定める。

内務委員は一九三六年以來、議會の一院に屬していた上院と下院の議員を、彼らがその委任の期間を通じて登録させられた黨派を考慮して、種々の選舉團の間に割當てる。各選舉團はその内部で、祕密投票で、投票の絶對多數で代表者を選ぶ。

第七條。縣會の代表者は解放された縣と植民地の縣會によつて選舉された十二人の代表者を含む。その割合は北アフリカの各縣會は二人、植民地の各縣會は一人である。

セネガルの植民地議會は縣會と同じ地位をもつものとみなされる。

本條で定められた縣會と縣會議員は一九三九年九月三日に職務についていた人びとである。

第八條。次の者は、いかなる資格においても、諮問議會に所屬することができず、その議員の選舉を行う組織の討議に参加することができない。

1、一九四〇年六月十七日以來、本國でその議席をもつていた、自稱政府の議員あるいは前議員。

2、一九四〇年六月十六日以來、その行爲(acte)、その著述、又はその個人的態度により、敵の計畫に援助を與え、連合國民と抵抗するフランス人の行動を妨げ、あるいは憲法制度と基本的な公の自由を害し、あるいは一九四〇年六月六日施行の諸法律に反して、事實上の權力の規則の適用から直接的物質的利益を故意に導き出し、あるいは導き出すことを試みた被選舉人(élus)、官吏(fonctionnaires)、公の代理人。(agents publics)

3、一九四〇年七月十日、フィリップ・ペタンに對する憲法制定權の授權に投票して、その委任(mandat)を棄てた國會議員。

4、フランス國家の政府(gouvernement de l'Etat français)と稱する機構すなわち、あるいは權力の官職(fonction)

あるいは國民協議會議員あるいは任命の縣會議員の議席を受諾した個人。

但し、抵抗に對する直接的で積極的な參加、抵抗全國評議會の決定によつて確認された參加によつて、のちに復権を許されたフランス人は本條の第三、第四項で定められた失権を解除される。

第九條。諮問議會はその議員の権限の有効性を審査する。

第十條。諮問議會の議員の委任の行使は國民解放委員會の議員の資格あるいは中央政府の職員の資格と牴觸する。

第二章

第十一條。諮問議會は隔月に、第一火曜日に、一週間の通常會期で集會する。

諮問議會は議會の議員の少くとも三分の二の請願に基き、あるいは國民解放フランス委員會の要求で行動するその議長の召集によつて、同じ期間の臨時會期に集會する。

第十二條。議會は祕密投票で、出席議員の投票の絶対多數で、六ヶ月の任期の事務局 (*bureau*) を選舉する。滿期の事務局の構成員は再選される。

事務局は一人の議長と四人の副議長と四人の書記を含む。第二條で定められた四種の各議員は事務局に表わされねばならない。

註 第三條の誤りであろう。

自由フランスから第四共和國までの基本法(二)譯

第十三條。議會の事務局は祕書課によつて補佐される。その構成員は議長の決定によつて任命される。祕書課は討議の準備と傳達及び議事録の保管を確保する。

第十四條。議會の會議は公開され、討論の要約 (*un résumé analytique*) は、議會が國民解放フランス委員會の要求によりあるいは事務局の發議に基き、明示の投票で、それについて異つた決定をしなければ、フランス共和國の官報に公表される。

國民解放フランス委員會の構成員は議會の會議に列席することができ、議會によつて聽聞されうる。

第十五條。議會の投票は、事務局の構成員の任命に關するもの以外は、公の投票で、出席議員の投票の絶対多數で表明される。

但し、出席議員の数がどのようであれ、本國の抵抗組織の代表者は常に合計四十票を行使する。

缺席議員の票は同種の出席議員のあいだに比例して割當られる。

第十六條。議會は縣會の手續を參照してその内部規則を定める。

議會はその内部に、會期外に開會されうる特別委員會を設けることができる。

議會はその議員の少くとも四十人が出席するときは、有効に成立する。

第三章 權限

第十七條。諮問議會は國民解放委員會の所管事項について意見をのべる。

第十八條。議會の意見は、國民解放フランス委員會の一般豫算と一あるいは若干の款(tranches)について五億フランをこえる額の負債案について義務的に要求される。

民事的歳出減少と租税負擔の増加を目的とする議會の意見については國民解放委員會は新しく討議する義務を負う。

第十九條。第十八條にしたがい議會が國民解放フランス委員會の一般豫算と負債案についてその意見を表明することが要求されるとき、議會は次の議員を加えることによつて完全となる。

委員につき二人の割合で、アルジェリヤの財政委員によつて指命された六議員。

この議會のフランス部に三人及びモロッコ部に一人の割合でモロッコ王政府評議會 (le conseil du gouvernement chérien) によつて指命された四議員。

部について一名の割合でチュニス大評議會によつて指命された二議員。

これらの議員はその出ている議會によつて秘密投票で選出される。

第二十條。諮問議會は、臨時政府を構成する任務を有つ議會

の選舉とそののちの集會に關する命令案が作成されるやいなや意見を要求される。

但し、もし領土解放の諸條件が、諮問議會による最終的投票がなされる前に、その公布を必要とするならば、國民解放フランス委員會は諮問議會の豫めの意見なしに、この命令を公布することができる。

第二一條。議會は議員の少くとも三分の二の發議に基き、國家的利益を表すすべての問題を議事日程にのせることを決定しうる。

議會は同じ條件で、國民解放フランス委員會の全議員に、國家的利益を表す限定された問題について口頭の説明をすることを要求しうる。

第二二條。この命令はフランス共和國の官報で公布され、法律として執行される。